

広島城三の丸整備等事業者選定審議会運営要綱

(設置)

第1条 この要綱は、広島城三の丸整備等事業者選定審議会規則第9条の規定に基づき、広島城三の丸整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(委員の除斥)

第2条 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

(委員等の責務)

第3条 委員、事務局員、その他審議会に出席した者は、審議会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、広島市及び審議会が公表した情報については、この限りでない。

(委任規定)

第4条 この要綱及び別に定める広島城三の丸整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。